資料2

第16回
佐賀県地域年金事業運営調整会議

【開催日】令和４年３月２５日（金）１４：３０～
　Web会議サービス「Microsoft Teams」を利用した非対面形式

日本年金機構
Japan Pension Service

目　次

１．地域年金展開事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１

２．令和3年度事業実施結果中間報告（令和3年4月～12月）　・・・・・・・・・・　Ｐ　４

３．トピックス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１７

（１）オンラインビジネスモデルの実現

（２）新型コロナウイルス感染症への対応

４．令和4年度事業計画（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２１

５．参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２８

（１）令和2年 年金制度改正の主な改正事項

（２）令和3年度における主な事業の取組状況（全国）

（３）佐賀県の国民年金・厚生年金保険の状況

（４）九州各県の国民年金被保険者数及び納付状況

１．地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要

日本年金機構

○本部
相談・サービス推進部

相談・管理 ↓　協力 ↑

支援（研修）・進捗管理　等 ↓

○各地域代表年金事務所
- 関係機関との連絡調整
- 年金事務所の状況把握

指導・助言 ↓　報告 ↑

○年金事務所
- 事業実施主体
- 代表年金事務所は管内の年金委員活動支援を取りまとめる

- 委嘱事務
- 各種支援（研修や情報提供）

協力者

年金委員　地域年金推進員

連携・協力

地域のネットワーク

○関係機関
厚生労働省
- 地方厚生(支)局
- 都道府県労働局
- ハローワーク　など

教育委員会
社会福祉協議会　など

○地域
地方自治体
- 市区役所、町村役場
- 自治会
- 民生委員、児童委員

教育機関
企業、商業施設　など

○関係団体
都道府県社会保険労務士会
全国健康保険協会都道府県支部
社会保険（年金）協会・委員会
年金受給者協会
商工会、商工会議所　など

年金制度の普及・啓発

共同開催

事業実施

地域年金展開事業

年金制度の周知、理解、支援のネットワークの構築

①ポスターの貼付・チラシの配布・リーフレットの設置
②年金制度説明会（地域、関係機関、関係団体への普及・啓発活動）
③年金セミナー（教育機関への普及・啓発活動）
④出張年金相談会
⑤年金委員の活動支援
⑥地域年金事業運営調整会議　など

参加

年金制度の普及・啓発

地域住民・学生・生徒・会社にお勤めの方　など

地域年金展開事業の主な取組

■公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」等を実施します。

■また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を都道府県ごとに開催し、事業推進のための意見や助言をいただきます。

地域連携事業	○ 職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に対し、オンラインまたは対面により、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。 ○ 市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。
年金セミナー事業	○ 年金事務所職員が高校、大学、専門学校等に対し、オンラインまたは対面により、生徒・学生向けの年金セミナーを実施。もしくは年金セミナー用動画（DVD）を配付。 ○ 大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの設置、配布の依頼等。
地域相談事業	○ 年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。
年金委員活動支援事業	○ 年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。
地域年金事業運営調整会議	○ 公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言をいただくため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

２．令和３年度事業実施結果中間報告

（令和3年４月～12月）

○地域連携事業

	計画	実績	総括及び課題
市区町村・官公庁	① 市区町村や官公庁に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。	① 市区町村や官公庁に、年金生活者支援給付金や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。	○ 新制度に関するポスター・リーフレットを市町に送付。また、アニュアルレポートも送付し、事業状況について報告を行った。
	② 市区町村広報誌等を活用し、年金制度や出張相談に関する周知を行う。	② 市区町村広報誌へ出張相談の日程などの年金に関する記事を提供し、地域住民への広報を行った。	
	③ 市区町村職員への研修、説明会を定期的に実施する。	③ 市区町村職員への制度説明会を以下のとおり実施した。	○ 国民年金事務については、コロナ禍においても市町との緊密な連携が不可欠であるため、県内市町に呼び掛け令和４年２月にオンライン研修会を試行開催した。 今後は、年金事務所からの発信だけではなく、双方向で意見交換できる機会を持てる研修内容・スケジュールにするなど、カリキュラムの充実をさらに進めていく必要がある。
			○ 市区町村の担当者が、日頃の業務の中で難しいと感じていること、疑問に思っていることが少しでも解決できるよう、実践的な研修となるよう努める。

実施日	事務所	対象市町	参加者
R3.5.26	唐津	管内市町担当者	１０人(対面)
R3.6.10	佐賀	管内市町担当者	６人(対面)
R3.6.16	佐賀	管内市町担当者	４人(対面)
R3.6.17	唐津	管内市町担当者	６人(対面)
R3.11.17	佐賀・武雄	管内市町担当者	１１人(対面)
R3.11.25	佐賀・武雄	管内市町担当者	１１人(対面)
R3.12.8	武雄	管内市町担当者	５人(対面)
R3.12.10	武雄	管内市町担当者	５人(対面)

	計画	実績	総括及び課題
市区町村・官公庁		九州厚生局と地域代表事務所である博多年金事務所共催で、九州管内市区町村職員への事務説明会が開催された。今回は機構のテレビ会議システムを活用し、博多年金事務所から発信される画像を各年金事務所で視聴する方法で開催した。 開催日：11月17日・25日 テーマ：国民年金免除申請書受付時における留意事項 国民年金における外国人の適用 障害年金事務にかかる留意事項	
	④ 市区町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行う。	④ 市区町村職員向け情報誌「かけはし」を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について、タイムリーな情報提供を行った。 送付時期：5月、7月、9月、11月（奇数月に発行）	
	⑤ 税務署へ広報チラシの設置を依頼する。	⑤ 確定申告時の窓口混雑緩和のため、佐賀県内税務署に「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を行った。	

	計画	実績	総括及び課題
社会保険労務士会	① 定期的に連絡会を開催するとともに、適宜情報提供を行う。	① 毎月の打ち合わせで相談予約や電子申請の推進に関する協力依頼を行った。また、社会保険労務士会主催のリモートによる研修会に講師を派遣し、短時間労働者適用拡大、電子申請移行推進への協力依頼を行った。	○ 新型コロナウイルス感染症の影響と、事務局側の調整不足により、毎年開催してきた連絡会議を開催することができなかった。今後は、集合形式にこだわらず、定期開催を目指していく。 ○ 受給開始時期の選択肢の拡大や被用者保険の適用拡大などの大きな制度改正を控え、機構の事業推進には社会保険労務士会との連携が不可欠であることから、さらに協力連携を進めていく。
社会保険協会	① 社会保険協会発行の広報誌へ記事を掲載し、会員事業所への情報提供を行う。	① 毎月発行される社会保険協会発行の広報誌「社会保険さが」編集会議に出席し、記事提供を行った。 主な掲載記事 ・新型コロナウイルス感染症に伴う各種特例制度の案内 ・電子申請の推進 ・算定基礎届・賞与支払届提出の案内 ・「わたしと年金」エッセイ募集 ・ねんきんネットの利用促進	○ 記事掲載による情報発信をさらに効果的なものとするため、より分かりやすく読みやすい記事となるよう工夫する。 ○ 事業主を会員とする社会保険協会は、年金制度の周知及び啓発において重要な団体であり、更に協力連携を強化しながら事業推進を図っていく。
全国健康保険協会	① 定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図る。	① 7月21日に幹部会を開催。新型コロナウイルス感染症の影響により、幹部会が１回のみとなり実務部会の開催には至らなかった。	○ 厚生年金保険の適用に伴う保険証の発行や、健康保険の給付と年金の給付など、相互に関連する業務について理解を深めることは、お客様サービスの観点からも非常に重要である。 また、今後、年金事務所及び全国健康保険協会合同で事業所向け研修会の開催や相互で業務研修会の開催等、検討していく。

計画		実績	総括及び課題
全国健康保険協会	② 全国健康保険協会佐賀支部と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。	② 年金委員・健康保険委員功労者表彰式及び研修会を以下のとおり実施した。	○ 年金委員功労者表彰式・研修会は以前より合同で行っているが、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から参加者数を定員の半数に制限するとともに会場入口での検温・手指消毒など、対策を徹底して開催した。また、健康保険委員のみの委嘱者に対しても、全国健康保険協会佐賀支部より開催案内を送付して頂いた。 ○ 今後も更なる協力連携を進めるため、相互での意見調整を図る。

【表彰式・研修会】

事務所	実　施　日	会　　場
佐賀	令和3年11月24日（水）	アバンセ　ホール （佐賀市） 厚生労働大臣表彰　1人 日本年金機構理事長表彰　3人 日本年金機構理事表彰　4人

【研修会】

事務所	実　施　日	会　　場
佐賀	令和3年11月11日(木)	サンメッセ鳥栖 （鳥栖市）
唐津	令和3年11月16日(火)	唐津市高齢者ふれあい会館りふれ （唐津市）
唐津	令和3年11月18日(木)	伊万里市生涯学習センター （伊万里市）
佐賀	令和3年11月24日(水)	アバンセ （佐賀市）
武雄	令和3年11月29日(月)	武雄市文化会館 （武雄市）

	計画	実績	総括及び課題
企業・団体等	① 企業や団体の従業員に対し、年金制度説明会を開催する。	① 以下のとおり年金制度説明会を開催した。	○ 令和４年1月から、新規適用事業所を中心にオンラインによる制度説明会を実施していることを周知するとともに、企業のニーズを的確につかみ、企業や団体からの年金制度説明会の開催拡大するために積極的な周知広報を行う。
マスメディア	① 「ねんきん月間」や「年金の日」等について、マスメディアを活用した広報を行う。	① 以下のとおり実施した。 佐賀県政記者クラブに対し、以下のとおりプレスリリースを行った。 ・6月1日　令和2年度「わたしと年金」エッセイ募集 ・11月2日　「ねんきん月間」及び「年金の日」のお知らせ 「ＦＭからつ」で複数回に渡り年金制度説明を行い、放送していただいた。(唐津年金事務所)	○ マスメディアを活用した周知広報は、まだ十分にできていない状況にあるため、今後も他の地域の取組みも参考にしながら、有効な方策を検討する。

事務所人	①事業所		②事業所担当者		③官公庁・自治体		④関係団体		合　計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
佐賀	2	72	0	0	2	20	2	111	6	203
唐津	4	49	1	1	0	0	3	50	8	100
武雄	1	50	1	1	2	3	1	10	5	64

※①は、事業所からの要請による訪問説明会
※②は、新規適用事業所説明会、社会保険事務講習会等
※③は、官公庁・自治体事務担当者説明会、市町への訪問説明会
※④は、各種関係団体からの要請による訪問説明会

○年金セミナー事業

計画		実績	総括及び課題
開催に向けたアプローチ・開催状況	① 年金セミナーの実施に向け、教育関係機関への協力依頼を行う。 ② 中学校・高校・大学・専門学校等に対し、積極的なアプローチを行う。	① 教育機関へのアプローチ ・6月に県代表の佐賀年金事務所より以下の教育機関に対して、年金エッセイにかかる協力依頼を行った。 【佐賀県教育委員会、佐賀県教育庁学校教育課、佐賀県内高等学校（42校） 佐賀県内各市町教育委員会、佐賀県内中学校（98校）】 ② 今年度は、オンラインや動画（DVD）を活用したセミナーの開催など、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、新たな形態を積極的に取り入れた。 これまでの開催実績は以下のとおり。 令和３年度年金セミナー開催校（令和３年１２月末まで）	○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインによる年金セミナーの開催を積極的に推進していく。 ○ 学校側のカリキュラムやニーズを十分把握するとともに、多様な年金セミナーに対応できるスキルアップを図る。 ○ 留学生に対する説明会の要請があった学校には、個別に学生納付特例申請書や免除申請書に特化した納付説明会として開催し、申請書の受理に繋げた。

実施日	事務所	対象校	形式
R3.6.21	佐賀	佐賀大学農学部	対面＋リモート
R3.7.2	佐賀	CODO外語観光専門学校	対面
R3.10.12	佐賀	佐賀大学経済学部	対面
R3.10.14	佐賀	西九州大学リハビリテーション学部	対面
R3.11.4	佐賀	佐賀女子短期大学	対面＋リモート
R3.11.10	武雄	嬉野医療センター付属看護学校	ＤＶＤ
R3.12.7	佐賀	佐賀学園高等学校	対面
R3.12.23	武雄	鹿島藤津地区医師会立　看護高等専修学校	対面

○地域相談事業

<table>
<tr><th></th><th>計画</th><th>実績</th><th>総括及び課題</th></tr>
<tr>
<td>自治体（市区町村）</td>
<td>① 予約相談の周知・拡充

② 遠隔地の市区町村に赴き、年金にかかる相談・受付窓口を開設</td>
<td>① チラシの配付・設置依頼
市町の班回覧または戸別配付、ＪＡ・ 公民館へのポスター掲示依頼を行い、予約相談の周知・拡充を図った。

② 各出張所における実施結果は以下のとおり。
<table>
<tr><th>出張相談所</th><th>開設日・相談時間</th><th>回数</th><th>相談者数</th></tr>
<tr><td>多久市役所</td><td>第１，３水曜日</td><td>１６回</td><td>７６人</td></tr>
<tr><td>基山町役場</td><td>第２，４火曜日</td><td>１７回</td><td>７２人</td></tr>
<tr><td>伊万里市役所</td><td>毎週金曜日
第1月曜日</td><td>４４回</td><td>４２５人</td></tr>
<tr><td>鹿島市役所</td><td>第１，３火曜日</td><td>１７回</td><td>１１３人</td></tr>
<tr><td>有田町役場</td><td>第２水曜日</td><td>９回</td><td>２３人</td></tr>
<tr><td>合計</td><td></td><td>１０３回</td><td>７０９人</td></tr>
</table>
</td>
<td>○ 伊万里市役所においては、相談体制を3人から2人に縮小したため、第1月曜日を追加した。
感染防止対策を徹底したうえで実施することができた。

○ 遠隔地にお住いの被保険者・受給者にとって、出張年金相談は極めて重要な相談の機会であり、多くのニーズもあることから、引き続き市町村や関係機関と連携しながら実していく。</td>
</tr>
<tr>
<td>労働局関係機関</td>
<td>① ハローワークと協力し、離職者に対する免除申請等の相談窓口の開設する。</td>
<td>① ハローワークにおいて、定期的に求職者や失業者に対する年金制度説明会を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料の配布依頼のみとなるなど、予定の回数及び内容での実施ができなかった。</td>
<td>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は予定していた取組が十分にはできなかったが、免除申請書の獲得を効率的に行えることから、引き続き取り組んでいく。</td>
</tr>
</table>

○年金委員活動支援事業

計画		実績	総括及び課題
年金委員研修会	① 年金委員研修会の実施	① 令和３年度実務研修会の実施状況	○ 令和元年度より、職域型年金委員研修については、各年金事務所からの案内文書、研修内容を統一化し、県内どの研修会場でも研修を受講可能とした。 また、地域型年金委員研修については、昨年度から県内一か所で研修会を実施した。 ○ 年金委員は地域や職場での制度周知・理解の促進に欠かせない存在であり、国民年金の納付率向上、無年金者・低年金者の防止に貢献していただく、いわば「地域や職場における機構職員」であることから、研修会や情報提供を通じてしっかりと活動をサポートしていく。

種別	実　施　日	会　　場	出席者数
佐賀（職域型）	R３.11.11（木）	サンメッセ鳥栖（鳥栖市）	（※1）40人
唐津（職域型）	R3.11.16（火）	唐津市高齢者ふれあい会館りふれ（唐津市）	（※2）61人
唐津（職域型）	R3.11.18（木）	伊万里市生涯学習センター（伊万里市）	（※3）37人
佐賀（地域型）	R3.11.19（金）	アバンセ（佐賀市）	14人
佐賀（職域型）	R3.11.24（水）	アバンセ（佐賀市）	（※4）121人
武雄（職域型）	R3.11.29（月）	武雄市文化会館（武雄市）	（※5）106人
合　計			379人

※１　健康保険委員のみ委嘱者5人含む
※２　健康保険委員のみ委嘱者4人含む
※３　健康保険委員のみ委嘱者2人含む
※４　健康保険委員のみ委嘱者6人含む
※５　健康保険委員のみ委嘱者16人を含む
※各会場では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施

計画		実績	総括及び課題
年金委員への情報提供	② 積極的な情報提供 ③ 委嘱数拡大に向けた取組	② 【職域型】各種啓発資料の送付 【地域型】各種啓発資料の送付 ・地域型年金委員に対して情報誌「なごみ・便り」とその時折の制度改正等のパンフレット等を偶数月に発送した。 ・地域型年金委員に対し「アニュアルレポート2020」発送「年金委員［地域型］活動の手引き」を同封。 ③ 以下のとおり実施した	○ 職域型及び地域型の啓発資料の送付、地域型年金委員に対しては、九州地域版情報誌「なごみ・便り」に、今年度から佐賀県のページを追加し、隔月で発送した。 ○ 職域型、地域型年金委員それぞれの活動に合ったタイムリーな情報提供を行う。

実施月	年金委員	勧奨内容
通年	職域型	年金委員辞退届提出時に事業主に後任者の推薦の協力要請 随時、文書により年金委員の委嘱勧奨
11月	職域型	年金委員・健康保険委員合同研修会開催の際、健康保険委員のみの委嘱者へ年金委員への委嘱勧奨
通年	地域型	職域型年金委員の解嘱届提出時の地域型年金委員委嘱への協力要請 各種イベント開催時に年金委員への委嘱勧奨

計画		実績	総括及び課題
年金委員の推移		【職域型年金委員数の推移】（令和元年度～令和３年１２月）	○ 単に年金委員の委嘱数を増やすだけでなく、年金委員の設置の目的や期待される役割などについて、機構全体として改めて議論する必要がある。 ○ 今後、地域型年金委員の組織的活動を活性化するため、都道府県単位の「地域型年金委員連絡会」及び年金事務所単位の「地区連絡会」をそれぞれ設置し運営する。

	令和元年度	令和2年度	令和３年１２月
佐賀	６７９人	６７７人	６８５人
唐津	４９５人	４９３人	５０３人
武雄	３１６人	３２３人	３４５人
合計	１，４５７人	１，４９３人	１，５３３人

【地域型年金委員の推移】（令和元年度～令和３年１２月）

	令和元年度	令和2年度	令和３年１２月
佐賀県	６０人	６３人	７１人

○「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

「ねんきん月間」：日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年１１月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、全国各地で公的年金制度の普及・啓発活動を展開している。

「年金の日」　：国民一人一 人に、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくことを目的として、１１月３０日（いいみらい）を「年金の日」に制定している。

	計画	実績	総括及び課題
各年金事務所の取組み	①　学生向け年金セミナー実施 （佐賀年金事務所） （武雄年金事務所）	①　令和３年１１月４日（木）16：20～17：20 佐賀女子短期大学 令和３年１１月１０日（水） 嬉野医療センター付属看護学校	
	②　「ＦＭからつ」で年金制度説明を実施 （唐津年金事務所）	②　令和３年１１月17日（水）17：00頃～18：00 ＦＭからつに出演	○　ラジオ番組で主に国民年金の免除制度（新型コロナの影響での特例免除含む）を広報した。
	③　園児による絵画及びぬりえ展の開催 （唐津年金事務所）	③　令和３年１１月１日（月）～令和３年１１月３０日（月） 城内シオン保育園の園児 題材：ねんきんネットマスコットキャラクター 展示場所：唐津年金事務所１Ｆ	
	④　ねんきん月間ポスター掲示依頼	④　県内の市町村役場、公的機関に加え、今年度は新たに商業施設、公共交通機関等にポスター掲示を依頼し、掲示していただいた。	○　新たな依頼先の拡大を図り、広くねんきん月間を周知できるよう努める。
	⑤　「知っておきたい年金のはなし」ポスター展の開催	⑤　令和３年１１月３０日（月）～１２月９日（水） アバンセ（佐賀市）展示室において、年金の日である１１月３０日から公的年金に関するポスター・リーフレット展を開催した。	○　一定の反響はあったが、マスメディアを活用した周知広報は、まだ十分にできていない状況にあるため、今後も他の取組みと連動しながら、発信力を高める必要がある。

○地域年金事業運営調整会議

	計画	実績	総括及び課題
地域年金事業運営調整会議	① 第15回佐賀県地域年金事業運営調整会議の実施	① 新型コロナウイルス感染症拡大により会議の開催が困難な状況だったため、資料送付による書面による開催となった。 各委員からコロナ渦における地域年金事業の対応方法についてご意見を頂戴し、今後の事業へ反映させることとした。	○ 今後、地域年金事業運営調整会議をはじめ各種会議や研修ついて、オンラインを活用した開催が可能となるよう取り組んでいく。 また、書面による開催となった場合でも、委員の皆様のご意見をしっかりと事業に反映できるような仕組みを引き続き構築していく。

３．トピックス

（１）オンラインビジネスモデルの実現

（２）新型コロナウイルス感染症への対応

（1）オンラインビジネスモデルの実現

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「オンラインビジネスモデルの実現」に向け、従来の対面型サービスのニーズにも適切に対応しながら、業務の非対面化・デジタル化を推進しています。

ＩＣＴ（情報通信技術）を効果的に活用し、お客様の手続き負担の軽減と利便性を向上し、日本年金機構における正確・迅速かつ効率的な事務処理の実現を目指します。

■ オンラインビジネスモデルの3つの方向性

【お客様】
サービスのオンライン化

（事業所向け）
・電子申請の更なる利用促進
・「オンライン事業所年金情報サービス（仮称）」の構築
（個人のお客様向け）
・マイナポータルによる簡易な国民年金保険料免除申請などの届書作成・申請を可能とする機能構築の検討
・オンラインによる年金セミナー・年金制度説明会の拡充

【チャネルミクス】
お客様チャネルの多様化

・お客様との非対面型チャネル（オンラインチャネル）の拡充
・全国ベースでの年金事務所配置の見直し

【内部処理】
デジタルワークフローの確立

・電子データによる文書管理の手法確立・環境整備など、「紙を移動させない」デジタルワークフローへの転換

■ オンラインによる「年金セミナー」「年金制度説明会」の推進

日本年金機構では、安心してどこからでも年金セミナー等を受講していただけるよう、オンラインによる「年金セミナー」や「年金制度説明会」の開催を推進しています。

対面型	非対面型（オンライン）	動画提供
講師が相手先に赴き、受講者と対面で実施する方法	Ｗｅｂ会議サービスを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じて実施する方法	日本年金機構から配付されたセミナー用動画（ＤＶＤ）を受講者が視聴する方法

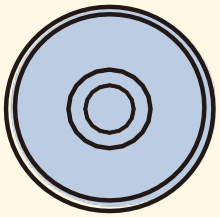

（2）新型コロナウイルス感染症への対応

日本年金機構では、政府方針として示された「新型コロナウイルス感染症経済対策」を受けて、国民年金保険料免除等における臨時特例措置や、厚生年金保険料等の納付猶予特例などに対応しています。

■ 新型コロナウイルス感染症への主な対応

	①国民年金保険料免除等における臨時特例措置	②厚生年金保険料等の納付猶予特例	③標準報酬月額の特例改定	④障害状態確認届の提出期限延長
制度概要	○失業や事業の休止に至らない場合でも、収入の急減により当年中の見込み所得が国民年金保険料の免除基準相当に該当する方について、簡易かつ迅速な手続きにより、国民年金保険料の免除などを可能とする。	○相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等を、申請により1年間猶予することができる。なお延滞金は全額免除となる。（※現在は納付猶予特例は終了し、申請による換価の猶予等をご案内している。）	○新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、翌月から改定する。	○障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届（診断書）について、提出期限が令和3年11月末日までにある方について、提出期限を延長。
日本年金機構における対応	○ホームページで制度内容を案内するとともに、申請書などを掲載。 ○短期未納者に対して保険料納付の案内をするための文書に、臨時特例措置の内容を掲載して送付。 ○令和3年9月末時点において、約54.4万件を承認。	○特例施行による相談体制を確保するため、本部に臨時コールセンターを設置。 ○特例対象期間の保険料が未納の事業者に対し、特例措置の内容の周知及び利用案内のための文書を送付。 ○約9.8万事業所の申請を許可、猶予額は約9,700億円。	○特例猶予制度を利用した適用事業所に対し、特例措置の内容の周知及び利用案内のための文書を送付。 ○令和3年9月末時点において、約2.9万事業所、約50.2万人の標準報酬月額を改定。	○提出期限の延長のお知らせを対象者に送付するとともに、年金支給を継続。

４．令和４年度事業計画（案）

令和４年度　重点取組事項

コロナ禍を克服し、新しい時代を切り拓こうと社会全体が着実に歩みを進める中で、「正確な給付、適切な年金制度の運用により、高齢化社会における我が国社会の安定・安心に貢献すること」が、日本年金機構に与えられたミッションです。

地域年金展開事業をより一層推進し、年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結び付けることで、令和4年組織目標である「コロナ禍の克服　新しい時代への貢献」に寄与することを目指します。

上記を達成するため、以下の３点を、佐賀県の地域年金展開事業における「令和4年度重点取組事項」に位置づけます。

【令和4年度重点取組事項】

１．市区町村や関係機関との連携強化を図り、公的年金制度の周知・理解を促進する

２．オンラインを積極的に活用した多様な地域年金展開事業を推進する

３．年金委員活動の活性化及びサポート体制の更なる強化を図るとともに、委嘱拡大を進める

（１）市区町村、自治会、事業所、関係機関との協力連携

市区町村、自治会、事業所、関係機関等と協力連携し、公的年金制度の周知・広報の充実及び国民年金保険料の納付率向上を図る。

１．関係機関・関係団体との連携による周知・啓発
- 市区町村、ハローワーク、税務署等に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。
- 関係機関の会議や研修会に参加し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。

２．市区町村広報誌等による周知・啓発
- 市区町村広報紙等を活用し、出張年金相談の日程や年金制度に関する情報提供を行う。
- 社会保険協会発行の広報誌に事務手続きに関する記事等を掲載する。

３．年金制度説明会の開催
- 地域住民及び企業や団体の従業員を対象とした年金制度説明会を積極的に開催する。
- 開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し、多様な開催方式に対応する。

４．関係機関・関係団体との連携強化
- 市区町村担当者への研修や事務打合せ会を定期的に開催する。
- 市区町村担当者向け情報誌「かけはし」を年6回（奇数月）送付し、情報提供を行う。
- 関係機関のニーズを十分聞き取り、効果的な情報提供・制度説明会を実施する。

（２）地域における相談事業

地域住民のニーズに応えるとともに年金制度への理解を深めていただくため、自治体や教育機関、商業施設等に出向き、出張年金相談を実施する。

１．市町村等における出張年金相談の実施
・年金事務所から遠隔地の市町村に赴き、定期的に出張年金相談を開催する。

２．社会福祉施設における障害年金制度説明会の開催
・特別支援学校等に対し、障害年金制度に関する制度説明会開催のアプローチを積極的に行う。
・特別支援学校等の教職員や保護者に対し、感染防止対策を徹底したうえで制度説明を実施する。

３．ハローワークでの雇用保険受給者説明会にあわせた制度説明会や国民年金保険料免除申請にかかる相談会等の開催

４．「ねんきん月間」を活用し、多様な方法により公的年金制度の周知・広報を実施

５．企業や団体の従業員等に対する年金制度説明会の開催
・企業や団体等に対する制度説明会を通じて、電子申請やねんきんネット、制度改正事項等について、広く周知・広報する。
・開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し、多様な開催方式に対応する。

（３）教育機関を対象とした年金セミナー事業

中学生や高校生、大学生等の若い世代を対象に、公的年金の大切さを知り、制度への理解を深めていただくため、多様な年金セミナーを積極的に実施するとともに、効果的なアプローチを検討・実施する。

１．年金セミナー開催に向けたアプローチ
- 教育関係機関に対し、中学校や高校での年金セミナー開催に向けた協力依頼を行う。
- 中学校、高校、大学、専門学校等に対し、リーフレットやセミナー動画（DVD）の送付、電話勧奨等のアプローチを積極的に行う。

２．オンラインを活用した年金セミナーの推進
- Web会議サービスを活用したオンラインでの年金セミナーの拡大を図る。
- オンラインセミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（ＤＶＤ）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じた多様なセミナーを開催する。
- 実施後のアンケートや先生方のご意見をもとに、適宜、実施方法や教材の見直しを図る。
- セミナー講師育成のため、機構職員に対する研修やコンテストを充実させる。

３．地域年金推進員の活用
- 地域年金推進員が高校、大学、専門学校等を訪問し、リーフレットを活用した説明及び年金セミナー開催のアプローチを行う。
- 地域年金推進員に対する研修や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

（4）年金委員活動の活性化・委嘱拡大

年金委員は、地域や職場での制度周知・理解の促進に欠かせない存在であり、国民年金の納付率向上、無年金者・低年金者の防止に貢献していただく、いわば「地域や職場における機構職員」である。

年金制度に関する研修会や情報提供を充実させることより、年金委員活動の活性化とサポート体制の強化を図るとともに、年金委員の意義・やりがいをしっかりアピールし、委嘱拡大に取り組む。

1．定期的な研修会・意見交換会の開催
- 厚生労働省からの通知に基づき、制度改正事項や重点協力依頼事項を中心とした研修会・意見交換会を開催する。
- 地域型年金委員連絡会を活用し、地域型年金委員の組織的活動の活性化を図る。

2．積極的な情報提供及び制度周知への協力依頼
- 「年金委員活動のてびき」や情報誌「なごみ便り」を送付し活動を支援する。
- 各種啓発資料（退職後の年金手続きガイド、アニュアルレポート等）を送付するなど、積極的に情報提供を行う。
- 地域型年金委員及び職域型年金委員を活用し、地域住民及び企業の従業員への制度周知や情報提供を行う。

3．委嘱数拡大に向けた取組
- 職域型年金委員については、年金委員未設置事業所に推薦依頼文書を送付する。
- 定年退職等による職域型年金委員の辞退者については、後任の推薦依頼を確実に行う。
- 地域型年金委員については、推薦母体となる関係団体に年金制度の周知広報の重要性を理解していただいたうえで、積極的に推薦依頼を行う。

（5）「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

11月の「ねんきん月間」や11月30日の「年金の日」において、各年金事務所が創意工夫し、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に実施する。

1．年金委員功労者表彰式の開催

2．各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施

3．「わたしと年金」エッセイ募集
- 教育機関や関係団体に対し広報及びアプローチを積極的に行い、応募数の増加を図るとともに、応募のあった教育機関に対し感謝状を贈呈する。

（6）地域年金事業運営調整会議

地域、教育機関、企業の中での年金制度の周知・理解・支援のネットワークの強化並びに地域年金展開事業の推進を図るため、地域年金事業運営調整会議を開催する。

1．開催時期
- 令和4年6月及び令和5年2月

2．主な議事
- 事業計画、事業実施結果の報告、事業における重点施策　など

５．参考資料

（１）令和2年 年金制度改正の主な改正事項

（２）令和3年度における主な事業の取組状況（全国）

（３）佐賀県の国民年金・厚生年金保険の状況

（４）九州各県の国民年金被保険者数及び納付状況

（1）令和２年 年金制度改正の主な改正事項

令和4年4月から

繰下げ受給の上限年齢が、

70歳から75歳に引き上げられます。

※この改正は、昭和27年4月2日以降生まれの方が対象です。

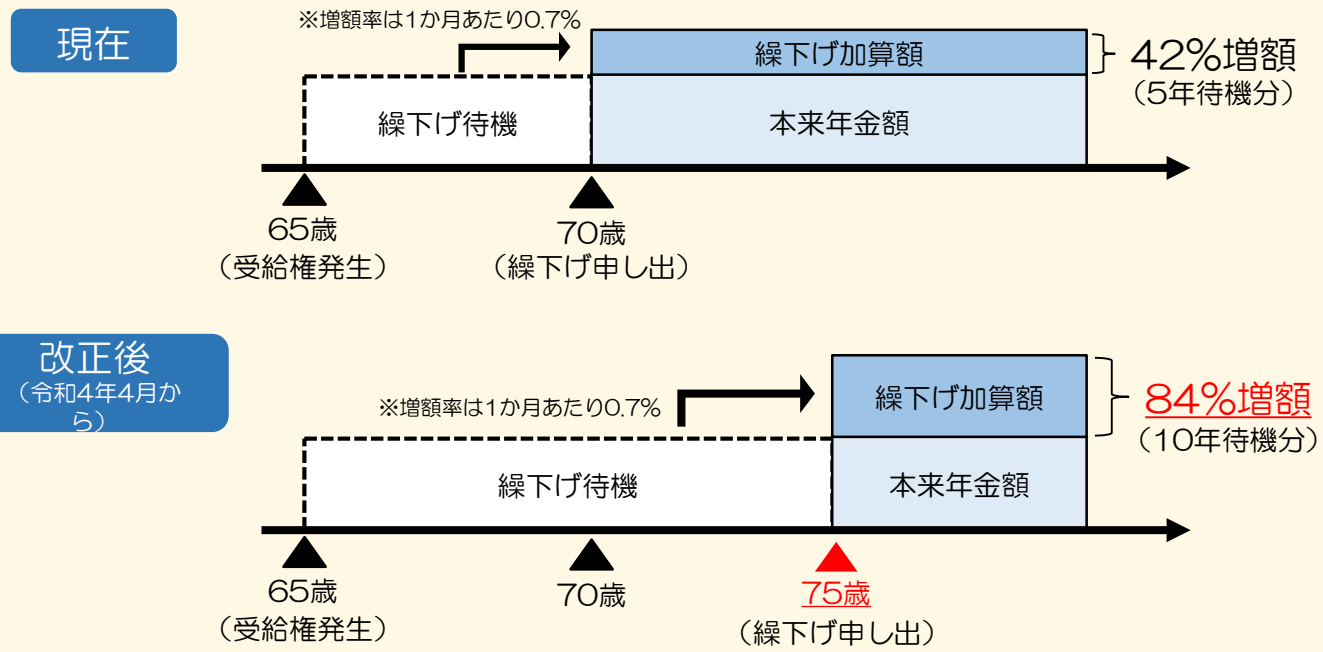

令和4年4月から

60歳～64歳の在職老齢年金の「支給停止基準額」が、28万円から47万円に引き上げられます。

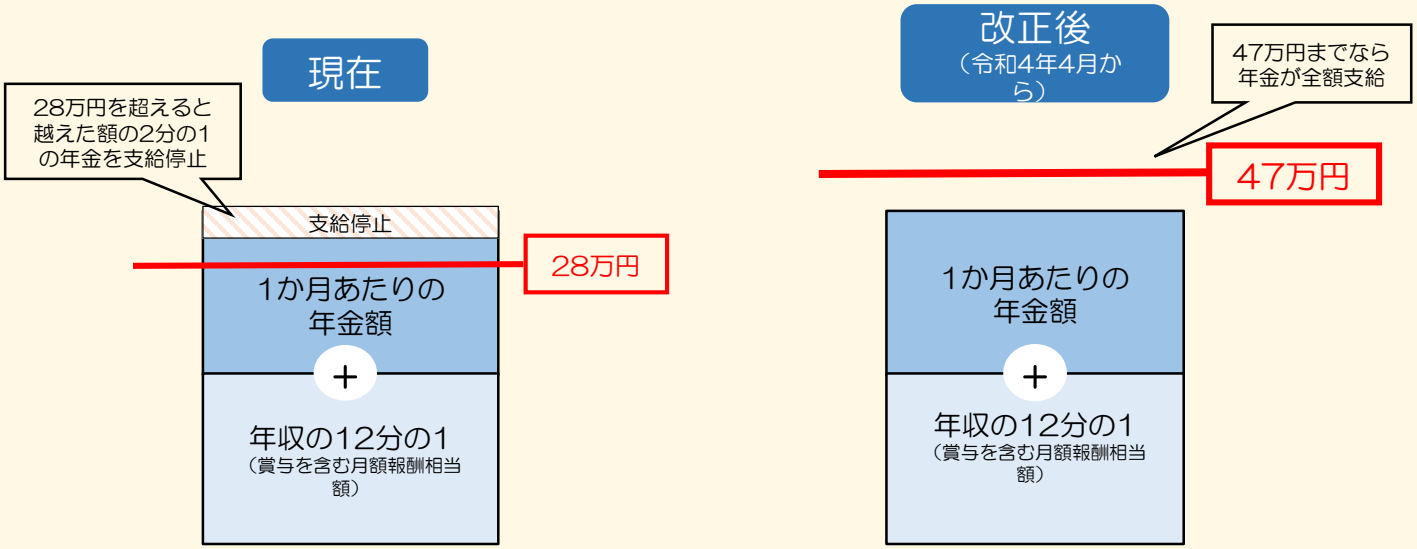

※今回の改正により、65歳以上の支給停止基準額の47万円（令和3年度額）に統一されました。

令和4年4月から
（改定は10月分の年金から）

65歳以降も働いて厚生年金に加入すると、毎年、年金額が改定され年金が増えます。

現在

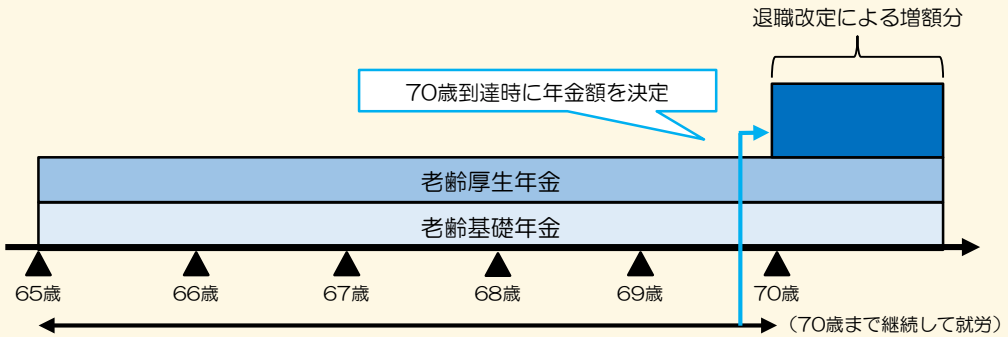

改正後
（令和4年4月から）

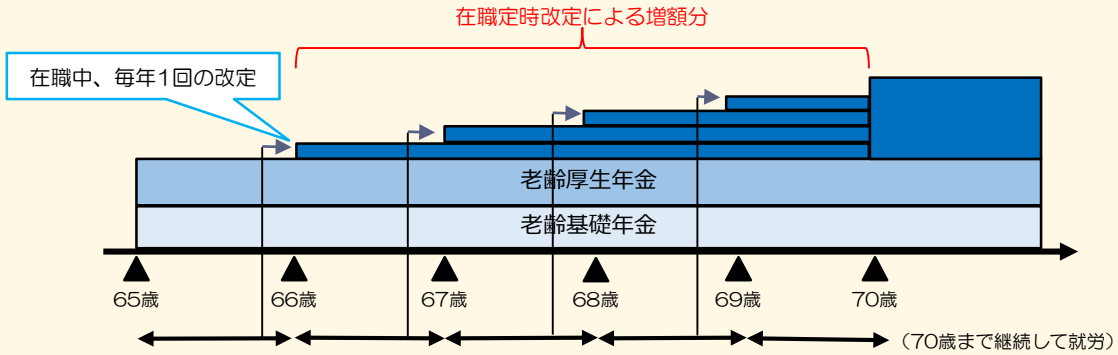

令和4年10月から

従業員数101人～500人の企業で働く短時間労働者が、新たに社会保険の適用となります。

【加入対象となる4つの条件】
① 週の所定労働時間が20時間以上　② 月額賃金が8.8万円以上
③ 2か月を超える雇用の見込みがある　④ 学生ではない

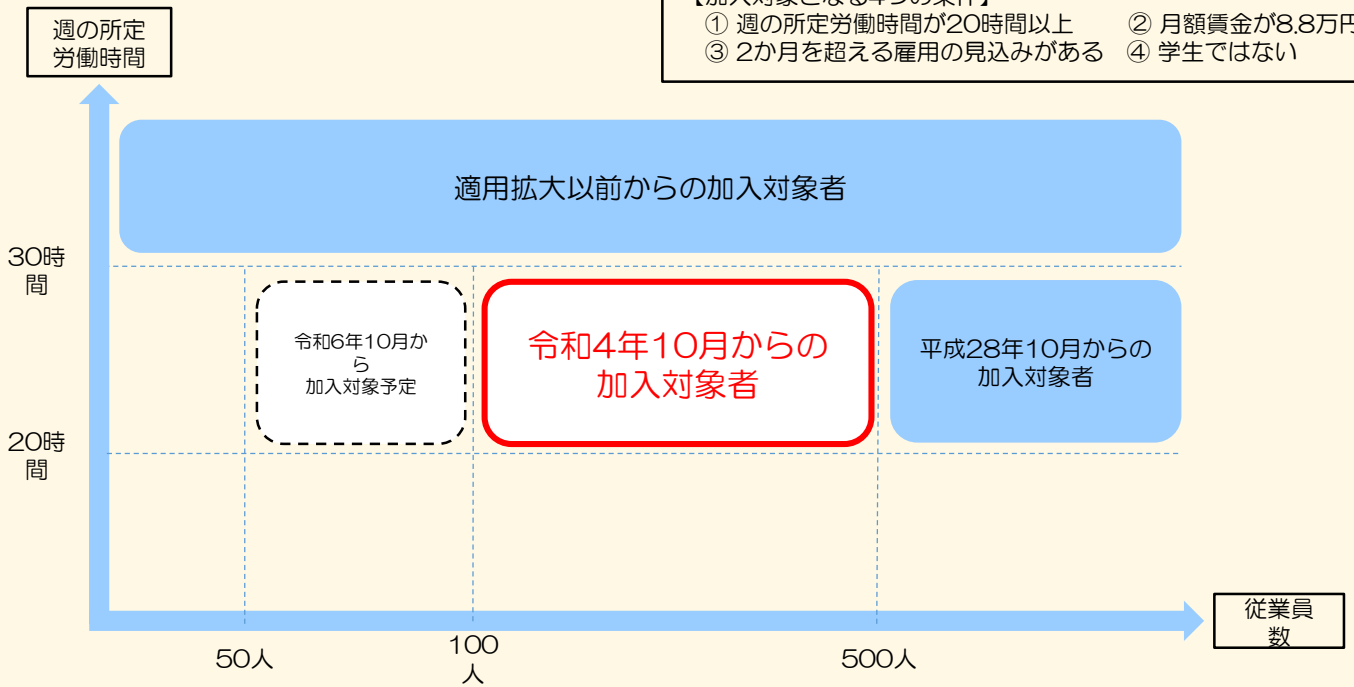

（2）令和３年度における主な事業の取組状況（全国）

項目	年度計画等における目標	取組状況
国民年金	・現年度納付率について、令和元年度実績から2.0ポイント程度の伸び幅を確保 ・最終納付率について、令和元年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保	・現年度納付率は67.2%となり、対前年同期（64.3%）から+2.9ポイント ・最終納付率は77.1%となり、令和元年度の現年度納付率（69.3%）から+7.8ポイント
厚生年金保険	・加入指導による新規適用事業所数8.8万事業所を確保	・国税源泉徴収義務者情報等を活用した加入指導により、約5.8万事業所を新規適用 ・適用事業所数は約255万事業所（令和2年度末比+4.7万事業所）、被保険者数は約4,090万人（令和2年度末比+42万人）
	・被保険者824万人に相当する事業所数に対し調査を実施	・事業所数約13.4万件、被保険者数約540万人に相当する事業所の調査を実施
	・既存の納付の猶予及び換価の猶予並びに納付猶予特例の許可中の保険料額を除いた収納率について、前年度と同等以上の水準を確保	・厚生年金保険料収納率は96.0%（前年同期収納率96.1%） ・なお、各種猶予制度の許可中の保険料額を除くと、98.5%（前年同期収納率97.9%）
年金給付 年金相談等	・サービススタンダードの達成率90%以上を維持（老齢及び遺族年金：1か月、障害年金3か月）	・令和3年8月末時点における老齢年金、遺族年金、障害年金のサービススタンダードについて、いずれも90%以上を維持
	・インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスを円滑に運用する	・ねんきんネットのシステム及びセキュリティ環境を活用し、令和3年5月から年金請求書（事前送付用）にかかる来訪相談予約を対象として運用を開始。令和3年10月末時点で約1.9万件の予約申込を受付
	・年金セミナー等について、各機関等のニーズや環境に応じた方法により実施する	・年金セミナー614回（対前年同期比+490回）、年金制度説明会1,045回（同+838回）。このうち、非対面形式による実施は、年金セミナーは77回（同+52回）、年金制度説明会169回（同+167回）
年金制度改正への対応	・令和2年6月公布の法律改正項目について、正確かつ円滑に実務を実施できるよう取組を行う	・令和4年4月以降に施行される改正項目（※）にかかる必要な対応（システム開発や業務処理要領の整備、日本年金機構HP等による改正内容の周知など）について実施 （※）老齢基礎年金等の繰下げの上限年齢の引き上げ、被用者保険の適用拡大等
ICT化の推進	・事業主の事務手続きの負担軽減や利便性の向上を図り、オンラインサービス提供の環境整備を進めるため、電子申請の利用促進に取り組む	・令和3年4月から10月までの主要7届書の電子申請利用割合について、56.7%（電子申請利用促進取組開始前の令和元年同期比+33.7ポイントと大幅に増加（令和2年同期比+16.8ポイント）

※実績数値は特段の記載がない限り令和3年9月末時点

（3）佐賀県の国民年金・厚生年金保険の状況

（1）加入・納付の状況（令和2年度）

区分	被保険者数			現年度納付率（※1）	免除率（※2）
	第１号	（再掲：任意加入）	第３号		
国民年金	84,698人	（695人）	41,119人	74.15%	44.9%

区分	適用事業所数	被保険者数	収納率
厚生年金保険	13,548事業所	187,492人	97.82%

（2）受給の状況（令和3年３月末現在）

年金の種類		受給権者数	受給年金額合計
国民年金	老齢給付	241,453人	165,151,493千円
	障害給付	17,539人	15,075,298千円
	遺族給付	1,901人	1,394,318千円
	合　計	260,893人	181,621,110千円
厚生年金保険	老齢給付	215,889人	118,778,070千円
	障害給付	5,102人	3,325,337千円
	遺族給付	41,586人	3,289,537千円
	合　計	262,577人	154,892,944千円

※受給権者数については、国民年金と厚生年金保険で一部重複しています。
※出典：厚生労働省ＨＰ

（※1）納付率とは…
「納付すべき被保険者」が有する「納付すべき月数」のうち、「納付された月数」の割合

（※2）免除率とは…
第1号被保険者のうち、「学生納付特例者・納付猶予者・全額免除者」の割合
（④＋⑤＋⑥）÷（②＋③＋④＋⑤＋⑥）

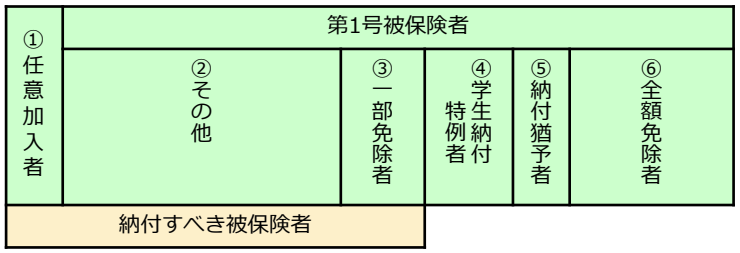

（４）九州各県の国民年金被保険者数及び納付状況

（１）国民年金被保険者数（令和3年３月末）

事務所	第１号	（再掲：任意加入）	第３号	計
全国	14,494,591人	（186,661人）	7,929,684人	22,424,275人
佐賀県	84,803人	（695人）	41,119人	125,817人
福岡県	613,722人	（6,501人）	324,090人	937,812人
長崎県	144,781人	（1,515人）	70,667人	215,448人
熊本県	194,997人	（1,822人）	87,404人	282,401人
大分県	111,580人	（1,190人）	64,151人	175,731人
宮崎県	114,042人	（1,140人）	52,643人	166,685人
鹿児島県	163,286人	（1,678人）	93,426人	256,712人
沖縄県	225,363人	（2,247人）	68,023人	293,386人

※出典：厚生労働省ＨＰ

（２）国民年金保険料納付状況（令和3年３月末）

事務所	3年経過納付率（平成30年3月分）	2年経過納付率（平成31年3月分）	1年経過納付率（令和2年3月分）
全国	76.7%	76.9%	74.1%
佐賀県	80.7%	80.3%	77.4%
福岡県	74.8%	74.9%	71.5%
長崎県	74.4%	74.2%	71.4%
熊本県	77.8%	77.2%	74.2%
大分県	75.9%	75.8%	72.2%
宮崎県	76.1%	76.7%	74.1%
鹿児島県	77.0%	77.3%	74.6%
沖縄県	65.1%	66.4%	63.5%